

各 位

明治安田生命保険相互会社

保険金・給付金の不適切な取扱いについての点検結果等に関するご報告

明治安田生命保険相互会社（社長 金子 亮太郎）では、保険金・給付金のお支払いに該当しないと判断していたご契約について、一部不適切な判断が確認されたことから、過去5年間に遡って点検を実施するとともに、その原因究明のために「特別調査分科委員会」を設置して、社外委員による調査を実施してまいりました。

今般、これらの結果がまとまりましたのでご報告させていただきます。

これまでの経緯

- ①2005年2月25日、「詐欺・錯誤（以下、詐欺）無効」を不適切に適用し、支払うべき死亡保険金を支払っていなかったこと等についての法令等違反、内部管理態勢上の問題により行政処分を受けました。
- ②その後、適切なお支払いを行なうための態勢を確立する過程の中で、「詐欺無効」以外の理由で保険金・給付金のお支払いに該当しないと判断していたご契約についても、一部不適切な事案があったことを確認いたしました（この点につきましては、7月5日に中間公表いたしました）。
- ③こうした事態について、過去5年間に「詐欺無効」以外の理由でお支払いに該当しないと判断していたご契約について、特別チームを設置し、外部専門家のご意見も確認しながら、点検を実施いたしました。
- ④また、社外委員による「特別調査分科委員会」を設置し、調査を実施いたしました。

過去5年間に遡り点検を実施した結果、保険金・給付金のお支払いに該当しないと判断していた個人保険・個人年金保険のご契約におきまして、当初の判断が不適切であったとして今回判断を変更したご契約が、先にご報告いたしました「詐欺無効による不適切な不払い」以外に、786件ございました。

「詐欺無効による不適切な不払い」の248件および同様の点検を実施した団体保険における19件を加えますと、不適切な不払い件数は合計で1,053件となります。

今回、判断を変更したご契約につきましては、順次、お支払い手続きを開始しております。

また、「特別調査分科委員会」からは、こうした不適切事象を発生させた原因として、支払査定に関わる直接的な問題とあわせて、内部牽制・内部管理態勢等の、経営レベルの問題を含む課題についても指摘を受けました。

今般の一連の保険金・給付金の不適切な不払い等に関しましては、ご契約者および関係者のみなさまに多大なご迷惑をおかけしたばかりでなく、お客さまや社会からのご信頼を損なう結果となりましたことにつきまして、あらためて深くお詫び申し上げます。

弊社では、今回の「点検」、「調査」の結果を真摯に受け止め、かかる事態を招いた経営の責任を明確化し、徹底した再発防止および経営全般の改善に取り組んでまいります。

I. 「詐欺無効」以外の保険金・給付金の不適切な不払いに関する「点検結果」について

「詐欺無効」以外の保険金・給付金の不適切な不払いに関して、社内において点検を実施した結果について以下のとおりご報告いたします。

なお、「詐欺無効」を理由とした不適切な不払いにつきましては、2005年2月18日および7月5日に既にご報告しております。

1. 個人保険・個人年金保険の点検の概要

(1) 点検実施期間 2005年5月～2005年9月

(2) 点検対象契約

- ・2000年4月1日～2005年3月31日の間に、お支払いに該当しないと判断していたご契約23,791件（既にご報告している「詐欺無効を適用したご契約」を含む）。このほか、査定関係書類の不整備から、現在、約300件について点検を継続中です。

(3) 点検方法

ア. 点検体制

- ・点検にあたり77名による特別チームを設置し、従来の査定担当者以外の専任者（点検者）による確認を実施しました。

イ. 点検の基準

- ・各点検者による点検結果の均質化を図るため、社外弁護士の助言を得て、特に必要と判断した事項について点検の手順等を定めた「点検のポイント」を作成しました。なお、「点検のポイント」は社外弁護士を含んで構成する「保険金等支払審査会」で審査し、承認を得ております。

ウ. 点検結果のチェック

- ・案件は全件、複数名によるダブルチェックを実施し、高度な法律的判断を要する事案等については、社外弁護士による法務見解を求め、点検結果に反映しました。

(4) 点検結果（要旨）

- ・点検の結果、保険金294件・給付金492件の786件については、お支払いすべきであったと判断いたしました。
- ・これにより、追加でお支払いする金額は、保険金約31億円・給付金約2億円の合計約33億円となります。
- ・なお、既にご報告しております「詐欺無効」による不適切な不払いは、保険金・給付金を合わせて248件(注)となっております。

(注)7月の段階では226件でしたが（2月時点で2004年9月以前について調査し、公表させていただいた保険金162件および7月時点で公表させていただいた給付金64件）、2004年10月以降について調査し判明した保険金9件、7月時点では一部調査継続中としていたもののうち、その後確定した給付金13件を加え、合計248件となっております。

「詐欺無効」以外の不適切な不払い

年度別・理由別一覧

単位：件

不払い理由	年度	合計	2000	2001	2002	2003	2004
不法取得目的無効		0	0	0	0	0	0
告知義務違反解除		141	6	44	32	31	28
重大事由解除		157	1	62	74	0	20
免責事由該当		93	9	15	21	18	30
	うち自殺免責	10	0	3	6	1	0
	うち重過失免責	71	8	9	11	16	27
支払事由非該当		379	1	89	80	83	126
	うち給付金一部不支払い	137	0	21	29	26	61
その他		16	0	7	4	4	1
件数合計		786	17	217	211	136	205

単位：億円

金額合計	33.4	1.4	5.7	7.7	6.9	11.5
------	------	-----	-----	-----	-----	------

2. 団体保険の点検の概要

- ・団体保険についても、36名の特別チームにて同様の点検を実施いたしました。その結果、19件（保険金12件・給付金7件。金額は合計約7千万円）のご契約について、お支払いすべきであったと判断いたしました。

3. お客さま対応について

- ・点検の結果、お支払いすべきであったと判断したご契約につきましては、ご契約者もしくはお受取人宛に、10月3日以降、順次、書面等にてご連絡申しあげてお支払いの手続きを開始しており、個別のご契約のお取扱いに関してご相談が必要な場合を除き、12月末までにお支払いを完了する予定です。

4. 再発防止策について

- ・不適切な不払いを二度と発生させないための再発防止策は、既の実施済みのもも含めて、次の4点についての対策を実施いたします。（詳細は別紙をご参照ください）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①支払査定基準の見直し ②支払業務運営の改善 ③支払業務に関する社内・社外のチェックの強化 ④お支払いに関する、お客さまへの説明の充実とご照会への的確な対応 |
|---|

5. その他（一部支払未了の点検について）

- ・既に保険金・給付金をお支払いしているご契約につきましても、追加でお支払いすべきものがないかどうかという観点から、別途点検を開始いたしました。

II. 特別調査分科委員会の調査結果について

「調査結果」のなかでは、今回の不適切な不払いを発生させた原因として、総合的判断の欠如など支払査定に関わる直接的な問題とあわせて、「内部牽制・内部管理態勢が有効に機能していなかったこと」「苦情対応における問題や警鐘となる情報の共有が不十分であったこと」「不適切な部門目標を掲げたこと」など、経営レベルの問題を含む課題についても指摘を受けました。

こうした指摘につきまして、弊社では、重要な経営課題として真摯に受け止め、前記 I 項の不適切な不払いに対する直接的な再発防止策に加えて、経営全般に関わる改善策を講じてまいります。

III. 責任の明確化と経営改善策について

「点検結果」および特別調査分科委員会の「調査結果」等をふまえ、今般の一連の問題に関する責任を重く受け止め、次の役員が新体制発足と同時に辞任する旨の意思を表明しております。

宮本 三喜彦 取締役および代表取締役会長を辞任
金子 亮太郎 取締役および代表取締役社長を辞任
小澤 祐吉 取締役および代表取締役副社長を辞任

なお、他の役職員を含めた会社全体の「責任の明確化」につきましては、本件および金融庁の検査結果通知における指摘事項等を総合的に勘案し、速やかに公表させていただきます。

また、その際には、ガバナンス態勢の抜本的な見直しを含めた経営改善策と新体制についても、あわせて公表させていただく予定です。

以 上

不適切な不払いに対する再発防止策について

別紙

不適切な不払いを二度と発生させないよう、弊社は徹底した再発防止策に取り組み、迅速かつ適切なお支払い態勢を確立します

① 支払査定基準の見直し

「重大な過失」に関わる規程を見直しました
査定基準を変更する際にはお客さまの視点から慎重に判断しています

免責事由のひとつである「重大な過失」について、適用の範囲を限定し、解釈が拡大しないよう、支払査定基準をあらためました。【2005年7月】
お客さまの利益に関連する支払査定基準の変更については、重要な経営判断として慎重に行なうよう、決裁のレベルを引き上げました。【2005年4月】

② 支払業務運営の改善

お支払いをお断りする場合には、特に慎重に確認したうえで判断します
今回の点検をふまえ、今後のお支払いについても、適切な判断を行なってまいります

お支払いの判断に際して、保険募集時およびご請求時の状況について、適切かつ十分な事実確認を実施したうえで決定するよう、「支払業務に関する規程」を制定しました。【2005年7月】
今回の点検にあたっては、判断の統一性を確保するため、社外弁護士の助言も受け、「点検のポイント」を作成しました。今後のお支払いの判断においても、適切性が確保されるよう、これを活用します。

③ 支払業務に関する社内・社外のチェックの強化

監査役・検査部によるチェックを充実します
支払業務をチェックする専門の組織を設置しました
重要な支払査定については、社外の専門家によるチェックを行ないます

監査役および社内検査部による支払業務担当部署に対する特別監査・特別検査を充実します。
支払業務の担当部署内に、支払業務の点検の専門組織「支払審査室」を設置し、支払業務の適切性を日常的に点検します。【2005年10月】
社外の弁護士2名を含む「保険金等支払審査会」を設置し、支払査定基準の変更、「詐欺無効」の適用等の重要な査定の審議を行なっています。【2005年4月】
加えて、社内検査部と連携のうえで、支払査定の適切性に関して検証を行ないます。【2005年10月】

④ お支払いに関する、お客さまへの説明の充実とご照会への的確な対応

事実確認の結果お支払いをお断りする場合は、事情説明を充実します
お支払いに関するご照会やご不満に、しっかりお応えします
お支払いに関するお客さまへの情報提供を充実します

事実確認の結果お支払いをお断りする場合には、その理由についてご理解いただけるよう、お知らせの内容を充実してまいります。
お支払いに関するお客さまからのご照会やご不満にお応えする態勢を整えました。【2005年7月】
今後も、お客さまからのご照会を直接専門スタッフが受ける窓口の設置等、態勢の充実をすすめてまいります。
保険金・給付金を、お支払いする場合とお断りする場合等をわかりやすく説明する、「保険金・給付金のご請求にあたって(仮称)」を作成します。【2005年11月予定】

「詐欺無効」以外の保険金・給付金の不適切な不払いに関する「点検結果」

1. 個人保険・個人年金保険の点検の概要

(1) 点検実施期間 2005年5月～2005年9月

(2) 点検対象契約

- ・2000年4月1日～2005年3月31日の間に、お支払いに該当しないと判断していたご契約23,791件（既にご報告している「詐欺無効を適用したご契約」を含む）。このほか、査定関係書類の不整備から、現在、約300件について点検を継続中です。

(3) 点検方法

ア. 点検体制

- ・点検にあたり合計77名による特別チームを設置し、従来の査定担当者以外の専任者（点検者）による確認を実施しました。

イ. 点検の基準

- ・各点検者による点検結果の均質化を図るため、社外弁護士の助言を得て、特に必要と判断した事項について点検の手順等を定めた「点検のポイント」を作成しました。なお、「点検のポイント」は社外弁護士を含んで構成する「保険金等支払審査会」で審査し、承認を得ております。

ウ. 点検結果のチェック

- ・案件は全件、複数名によるダブルチェックを実施し、高度な法律的判断を要する事案等については、社外弁護士による法務見解を求め、点検結果に反映しました。

2. 点検結果目次

※「再発防止策」等につきましては、ニュースリリース本文および別紙をご参照ください。

【表1】「詐欺無効」以外の不適切な不払い 理由別・年度別推移＜保険金・給付金の合計＞

【表2】同 理由別・種別別 ＜保険金・給付金の合計＞（5年累計件数）

【表3】同 旧会社別・年度別推移 ＜保険金・給付金の合計＞

【表4】同 理由別・査定変更理由別＜保険金・給付金の合計＞（5年累計件数）

【表5】同 査定変更を行なった主な事例

「詐欺無効」以外の不適切な不払い

【表1】理由別・年度別推移<保険金・給付金の合計>

単位：件

不払い理由	年度		2000年度(H12)		2001年度(H13)		2002年度(H14)		2003年度(H15)		2004年度(H16)	
	合計	うち保険金	うち保険金	うち保険金	うち保険金	うち保険金	うち保険金	うち保険金	うち保険金	うち保険金		
不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
告知義務違反解除	141	56	6	3	44	14	32	14	31	13	28	12
重大事由解除	157	23	1	0	62	1	74	4	0	0	20	18
免責事由該当	93	70	9	8	15	7	21	16	18	15	30	24
うち自殺による免責	10	10	0	0	3	3	6	6	1	1	0	0
うち重過失による免責	71	59	8	7	9	4	11	10	16	14	27	24
支払事由非該当	379	142	1	0	89	21	80	24	83	43	126	54
うち給付金一部不支払い	137	—	0	—	21	—	29	—	26	—	61	—
その他	16	3	0	0	7	0	4	0	4	2	1	1
合 計	786	294	17	11	217	43	211	58	136	73	205	109
金 額 (単位:億円)	33.4	31.1	1.4	1.3	5.7	4.8	7.7	6.9	6.9	6.6	11.5	11.2

(ご参考)

単位：件/億円

お支払いした 保険金・給付金	件数	4,326,024	211,602	768,538	42,152	773,579	41,647	906,393	39,711	969,742	43,834	907,772	44,258
	金額	22,993	18,489	4,863	3,959	4,711	3,809	4,592	3,684	4,440	3,536	4,385	3,499
不適切な詐欺無効適用件数		248	197	1	0	20	2	21	20	115	100	91	75

(注) お支払いした保険金・給付金は、当初の査定でお支払いした保険金・給付金の支払件数・金額です

不適切な詐欺無効適用件数		248	197	1	0	20	2	21	20	115	100	91	75
--------------	--	-----	-----	---	---	----	---	----	----	-----	-----	----	----

(注) 不適切な不払い事案の保険金額・給付金額について

- ・当初、支払い非該当と査定した際に、契約解除等の事情によって返戻金等をお支払している場合があります。
- ・今回の査定変更によって、正当な保険金・給付金をお支払いする場合には、お支払済みの返戻金等と相殺させていただくこととなりますが、この資料上は、ご請求対象である相殺前の保険金・給付金の金額を記載しています。

「詐欺無効」以外の不適切な不払い
【表2】理由別・種類別 <保険金・給付金の合計> (5年累計件数)

単位：件

不払い理由	種類	合計	保険金				給付金			
			小計	死亡	災害(注)	高度障害	その他	小計	入院	その他
不法取得目的無効		0	0	0	0	0	0	0	0	0
告知義務違反解除		141	56	53	0	1	2	85	82	3
重大事由解除		157	23	16	0	5	2	134	133	1
免責事由該当		93	70	10	60	0	0	23	22	1
うち自殺免責		10	10	10	0	0	0	0	0	0
うち重過失免責		71	59	0	59	0	0	12	12	0
支払事由非該当		379	142	0	78	59	5	237	226	11
うち給付金一部不支払い		137	—	—	—	—	—	137	135	2
その他		16	3	2	0	0	1	13	12	1
合計		786	294	81	138	65	10	492	475	17

(注) 災害のみ不払いの場合、普通死亡保険金は別途お支払しております。

(ご参考)

お支払いした保険金・給付金(注)	4,326,024	211,602	185,469	4,088	16,718	5,327	4,114,422	1,998,374	2,116,048
------------------	-----------	---------	---------	-------	--------	-------	-----------	-----------	-----------

(注) お支払いした保険金・給付金は、当初の査定でお支払いした保険金・給付金の支払件数です

不適切な詐欺無効適用件数	248	197	171	0	20	6	51	51	0
--------------	-----	-----	-----	---	----	---	----	----	---

【用語のご説明】

不法取得目的無効	保険金・給付金を不法に取得する目的をもって、保険契約にご加入された場合には、ご契約を無効とさせていただくことがあります。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反解除	保険加入に際して、故意または重大な過失によって、告知すべき重要な事実について告知いただかなかった場合や、事実でないことを告知された場合にはご契約を解除（ご加入後2年以内）することがあります。解除時点の計算にもとづき返戻金がある場合には、これをお支払いします。
重大事由解除	保険金・給付金を詐取る目的で故意に事故を起こしたり、ご請求に際して診断書偽造などの詐欺行為があった場合には、ご契約を解除することがあります。解除時点の計算にもとづき返戻金がある場合には、これをお支払いします。複数の入院関係特約に加入して入院に関する給付金が極めて大きな金額になっている場合など、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされる場合にもご契約（主契約および他の特約を含みます）を解除することがあります。
免責事由該当	約款には、保険金・給付金ごとに、免責事由としてお支払いしない事由を規定しています。主なものとしては、死亡保険金について、被保険者の自殺、災害死亡保険金について、契約者・被保険者の故意または重大な過失による被保険者の死亡、被保険者の無免許運転および酒気帯び等運転による死亡等の場合があります。
支払事由非該当	約款には、保険金・給付金ごとに、お支払いする事由を規定しており、ご請求いただいた際、この支払事由に該当しないと判断させていただく場合があります。主なものとしては、高度障害保険金について、高度障害状態の原因となった疾病や傷害が、ご契約の責任開始前に発生していた場合や、入院給付金について、医師の治療を必要としない入院（検査等）があります。なお、同一入院でも一定治療後、治療目的ではない入院期間について、「一部不支払」とさせていただく場合があります。
詐欺無効	告知義務違反の内容が特に重大な場合などには、詐欺としてご契約を無効とさせていただくことがあります。（ご加入後2年を経過後でも無効となる場合があります）。この場合、払い込まれた保険料は払い戻ししません。

「詐欺無効」以外の不適切な不払い

【表3】旧会社別・年度別推移＜保険金・給付金の合計＞

単位：件/億円

旧会社別	年度	合計	2000年度(H12)	2001年度(H13)	2002年度(H14)	2003年度(H15)		2004年度(H16)
						03年12月まで	04年1月から	
合計	件数	786	17	217	211	92	44	205
	金額	33.4	1.4	5.7	7.7	5.0	1.8	11.5
うち旧明治	件数	493	9	203	200	81	-	-
	金額	18.8	0.9	5.5	7.5	4.8	-	-
うち旧安田	件数	44	8	14	11	11	-	-
	金額	1.1	0.5	0.1	0.2	0.2	-	-
うち明治安田	件数	249	-	-	-	-	44	205
	金額	13.4	-	-	-	-	1.8	11.5

(注) 不適切な不払い事案の保険金額・給付金額について

- ・当初、支払い非該当と査定した際に、契約解除等の事情によって返戻金等をお支払している場合があります。
- ・今回の査定変更によって、正当な保険金・給付金をお支払いする場合には、お支払済みの返戻金等と相殺させていただくこととなりますが、この資料上は、ご請求対象である相殺前の保険金・給付金の金額を記載しています。

「詐欺無効」以外の不適切な不払い

【表4】理由別・査定変更理由別<保険金・給付金の合計>

(5年累計件数)

単位：件

不払いの理由	合計（注）	査定を変更した理由			
		当時の支払査定基準に問題があったもの	運用（支払査定時の判断）に問題があったもの		その他
			うち募集時不適正を十分考慮しなかったことによるもの		
不法取得目的無効	0	—	0	0	0
告知義務違反解除	141	—	132	20	11
重大事由解除	157	—	157	8	0
免責事由該当	93	49	46	0	0
うち自殺による免責	10	—	10	0	0
うち重過失による免責	71	49	24	0	0
支払事由非該当	379	—	368	3	11
うち給付金一部不支払い	137	—	133	0	4
その他	16	—	12	1	4
合計	786	49	715	32	26

（注）複数の理由により査定を変更したケースがありますので、合計件数には重複を除いた実件数を記載しています。

「詐欺無効」以外の不適切な不払い

【表5】 査定変更を行なった主な事例

事例	保険金・給付金種類	当初査定	事案の概要	査定変更の経緯
①	普通死亡	告知義務違反により解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ご加入の4年前(告知の対象期間内)に、急性肺炎で入院され、その後も通院・投薬を受けていた事実の告知を受けていませんでした。 ・ご加入の1年後に、急性虚血性心疾患で死亡されました。 ・既往症である急性肺炎が、その後の継続的な飲酒により慢性化し、糖尿病を併発して急性虚血性心疾患に至ったと判断し、告知義務違反による解除・不払いと査定していました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の飲酒習慣や日頃の言動などから、腎機能の低下や糖尿病併発は推測できるものの、これをもって直ちに死亡の原因(心疾患)と既往症(肺炎)に因果関係があるとした点が不適切でした。 ・そのため、告知義務違反はありましたが、保険金はお支払いすべきであると査定を変更しました。
②		告知義務違反により解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ご加入の5年前(告知の対象期間内)に悪性リンパ腫の治療のため入院され、その後も通院・投薬を受けていた事実について、告知を受けていませんでした。 ・ご加入の約9ヵ月後に悪性リンパ腫で死亡されました。 ・上記5年前の入院について、それ以前から加入していた当社別契約で給付金をお支払い済みであったことが判明しましたが、病気も極めて重篤であることから、告知義務違反による解除・不払いと査定していました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤な疾病の不告知と、加入時に会社が知ることができた事実について比較した結果、会社が告知がなかったことを理由に解除にまではできないと判断し、保険金をお支払いすべきであると査定を変更しました。
③	災害のみ不払いの場合、普通死亡保険金は別途お支払しております	重大な過失*により免責事由該当	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者は、夜道を自転車で行く途中、運転を誤って休耕田に転落し、頸椎挫傷で死亡されました。 ・血中アルコール濃度から「深酔状態」と判定され、そのような状態で自転車走行したことは、総合的に判断して免責事由である「重大な過失」にあたること判断し、普通死亡保険金をお支払いのうえで、災害保険金は不払いと査定していました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故現場は人通りも疎らな田園地帯で、酔った状態で自転車を運転するという行為もありふれたものであり、「重大な過失」の適用範囲を限定するよう査定基準を見直したことから、今回の事実は「重大な過失」には該当するとまではいえず、災害保険金をお支払いすべきであると判断して査定を変更しました。
④		不慮の事故ではないとして災害非該当(支払事由非該当)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者は、飲酒のうえ夜中に宿泊中の旅館の3階の窓から転落し、頭蓋底骨折により死亡しているところを発見されました。 ・転落時の目撃者がなく、窓の高さが90cmあることから誤って転落する可能性は低く、故意か不慮の事故が不明として、普通死亡保険金をお支払いのうえで、災害保険金は支払事由にあたらぬと査定していました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察が転落死として取扱っている(窓近くの回転式椅子から過失により転落した可能性あり)ことから、「不慮の事故」に該当し災害保険金をお支払いすべきであると査定を変更しました。
⑤		不慮の事故ではないとして災害非該当(支払事由非該当)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者は、転倒により緊急入院し、その後検査のため入院を継続している間に、夜中に外出して平坦な道路で転倒し死亡しているところを発見されました。死因は脳挫傷と診断されました。 ・アルコール性肝障害・インスリン治療を受ける程度の糖尿病等の既往症および入院歴があり、かつ過去にも意識消失で数回にわたり転倒したことのある事実を捉えて、当該転倒は病気を原因とするものであり災害ではないとして、普通死亡保険金をお支払いのうえで、災害保険金は支払事由にあたらぬと査定していました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の状況が、転倒により緊急入院した翌日に外出中、平坦な道で転倒したものであることから、病気の発作による転倒であると推認したものでしたが、病気の発作による転倒であることを示す有力な根拠がなく、「不慮の事故」に該当し災害保険金をお支払いすべきであると査定を変更しました。
⑥	高度障害	高度障害状態非該当(支払事由非該当)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者は、脳出血の後遺症にともなう脳言語中枢の損傷による失語症と診断されました。 ・高度障害状態の判定に際して、主治医に対して言語機能の喪失*の度合いを確認したところ、「何を聞いてもハイと返事はするがコミュニケーションは取れない」との見解を受けていました。 ・この見解の中で、発語ができることのみを捉えて高度障害状態非該当と査定していました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度障害状態の判定においては、音声言語による意思の疎通の可能性をもって判断することが妥当であり、被保険者の場合、ハイと返事はできるが、意思の疎通は不可能と認識すべきであり、高度障害状態該当と査定を変更しました。

事例	保険金・給付金種類	当初査定	事案の概要	査定変更の経緯
⑦	給付金	告知義務違反により解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ご加入の5年前(告知の対象期間内)に右卵巢腫瘍で受診し、子宮摘出の手術を受けていた事実について、告知を受けていませんでした。 ・ご加入1年後に左卵巢腫瘍の治療に伴い入院されました。 ・既往症である右卵巢腫瘍との因果関係があると判断し、告知義務違反による解除・不払いと査定していました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご加入前の右卵巢腫瘍手術以降、治療は行なっておらず、今回の発症まで6年が経過していることから、契約前の右卵巢腫瘍と契約後の左卵巢腫瘍の間には、因果関係がないものと判断しました。 ・よって、入院給付金についてはお支払いするのが妥当と査定を変更しました。(ただし既往症について告知を受けなかったことにより、ご契約は解除のまま変更ありません)
⑧		重大事由*により解除	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者は、ご加入の2ヵ月後に、網膜はく離で12日間入院されました。 ・当社ご加入前後の2ヵ月間に集中して他社(6社)への申し込みがあった事実が判明したため、相当程度過大な加入であるとして、重大事由による解除と査定していました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間における数社への集中加入、ご加入直後の入院ではあるものの、各社合計の入院日額は著しく過大とはいえ、告知義務違反がないことや入院期間が短いこと等を総合的に判断した結果、重大事由解除の適用まではいえないと判断し、給付金をお支払いしたうえで、ご契約の継続が妥当であると査定を変更しました。
⑨		責任開始前発病により支払い事由非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者は、健康診断で便潜血を指摘され、検査のため受診しており、その数日後にご加入されました(その事実についての告知は受けておらずご契約は成立しました)。 ・ご加入1ヵ月後と1年後の2度にわたって、大腸ポリープの切除手術を受けました。 ・これらのことから、ご加入前から大腸ポリープを発病していたものと判断し、いずれの手術も支払対象外と査定していました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最初の手術については、責任開始前発症として支払事由非該当の判断は適切でしたが、最初の手術の際、複数のポリープを全て切除したことにより、術後は完治したとの主治医の診断があったことから、2度目の手術については一旦完治後の新たな発症であると判断しました。 ・よって、2度目の手術について給付金をお支払いするのが妥当であると査定を変更しました。
⑩		責任開始前発病により支払い事由非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・甲状腺腫瘍の経過観察中に、その旨、告知のうえで加入されました(症状が軽度であったため特別条件なしでご加入)。 ・ご加入後2年以内の甲状腺腫瘍の治療に伴う入院に対して給付金のご請求を受けましたが、ご加入前の発症であったため、支払事由の非該当(責任開始前発症)と査定していました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご請求を受けて社内の調査を実施したところ、取扱者が、「責任開始前発症であっても、告知のうえ契約が成立すれば給付金は支払われる」と誤った説明をして募集したことを認めていました。 ・この点についての会社の責任等を考慮し、入院給付金についてはお支払するのが妥当と査定を変更しました。
⑪		治療目的以外の入院として給付金一部不支払い(支払事由非該当)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者は、腰椎椎間板ヘルニアにより、109日間入院されました。 ・ヘルニアの入院としては長期にわたることから、主治医から安静を指示されていた1ヶ月を妥当な入院期間と判断し、それ以後の入院を治療の必要な入院ではなく支払い対象外と査定していました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院期間は長期であるものの、外泊はなく、腰椎の圧迫骨折もあり、退院時まで治療を実施していることから、入院された全期間のお支払をするのが妥当であると査定を変更しました。

【用語のご説明】

重大な過失	被保険者等に重大な過失(著しい不注意)があった場合には災害保険金はお支払いしません。
重大事由	<p>約款では告知義務違反の規定とは別に重大事由による解除の規定があります。</p> <p>具体的には保険金または給付金を詐取する目的で事故招致した場合などが該当します。</p> <p>入院特約等の医療関係特約については、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされる場合にもご契約(主契約および他の特約を含みます)を解除することができます。</p>
言語機能の喪失	脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合等が該当します。